令和８年８月

令和８年第４回市議会（定例会）提出議案

福　岡　県　大　川　市

令和８年第４回市議会（定例会）提出議案目録

報告第　７　号　大川市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について（１）
議案第４９号　大川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について　（７）
議案第５０号　大川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定について　(11)
議案第５１号　大川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定について　(15)
議案第５２号　大川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定について　(19)
議案第５３号　令和７年度大川市一般会計歳入歳出決算認定について
議案第５４号　令和７年度大川市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第５５号　令和７年度大川市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第５６号　令和７年度大川市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について
議案第５７号　令和７年度大川市水道事業会計決算認定について
議案第５８号　令和７年度大川市下水道事業会計決算認定について
議案第５９号　令和７年度大川市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について　(23)
議案第６０号　令和８年度大川市一般会計補正予算（第４号）　(25)
議案第６１号　令和８年度大川市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）　(45)
議案第６２号　大川市教育委員会委員の選任について　(57)
議案第６３号　大川市固定資産評価審査委員会委員の選任について　(59)
諮問第　１　号　人権擁護委員候補者の推せんについて　(61)
諮問第　２　号　人権擁護委員候補者の推せんについて　(63)
諮問第　３　号　人権擁護委員候補者の推せんについて　(65)

報告第７号

大川市健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

標記について、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和８年８月３１日提出

大川市長　江　藤　義　行

大川市健全化判断比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第３条第１項の規定により、令和７年度決算に基づく健全化判断比率を次のとおり報告する。

記

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
－	－	11.2	16.9
（ 13.53 ）	（ 18.53 ）	（ 25.0 ）	（ 350.0 ）

備考

１　比率の「－」は実質赤字額及び連結実質赤字額がない場合を示す。

２　括弧内の比率は早期健全化基準を示す。

大川市資金不足比率報告書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成１９年法律第９４号）第２２条第１項の規定により、令和７年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり報告する。

記

特別会計の名称	資金不足比率（％）
水道事業会計	－ （20.0）
下水道事業会計	－ （20.0）

備考

１　比率の「－」は資金不足額がない場合を示す。

２　括弧内の比率は経営健全化基準を示す。

議案第４９号

大川市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

標記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和８年８月３１日

大川市長　江　藤　義　行

大川市印鑑条例の一部を改正する条例

大川市印鑑条例（昭和５３年大川市条例第２号）の一部を次のように改正する。

第１４条第４項中「同じ。）」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和２６年政令第３１９号）第１９条の１５の２第１項に規定する特定在留カードをいう。以下同じ。）又は特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成３年法律第７１号）第１６条の２第１項に規定する特定特別永住者証明書をいう。以下同じ。）」を加え、同条第５項及び第６項中「個人番号カード」を「個人番号カード、特定在留カード又は特定特別永住者証明書」に改める。

第１４条の２第１項中「登録者であつて個人番号カードの交付を受けたものは」を「登録者は」に、「当該個人番号カード」を「個人番号カード、特定在留カード若しくは特定特別永住者証明書」に、「第１２条の２第４項第２号ロ」を「第１２条の２第４項第３号ロ」に改める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第５０号

大川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定について

標記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和８年８月３１日

大川市長　江　藤　義　行

大川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

大川市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年大川市条例第２５号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この条例は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第３４条の１６第１項の規定に基づき、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例で使用する用語は、法及び家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成２６年厚生労働省令第６１号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（設備及び運営に関する基準）

第３条　家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、省令の定めるところによる。ただし、次の表の左欄に掲げる省令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第４３条第２号	１．６５平方メートル以上	３．３平方メートル以上

（暴力団等の排除）

第４条　家庭的保育事業者等は、その社会的責任に鑑み、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものであってはならない。

（委任）

第５条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第５１号

大川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定について

標記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和８年８月３１日

大川市長　江　藤　義　行

大川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

大川市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年大川市条例第３３号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この条例は、児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号。以下「法」という。）第３４条の１６第１項の規定に基づき、乳児等通園支援事業（法第６条の３第２３項に規定する乳児等通園支援事業をいう。以下同じ。）の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例で使用する用語は、法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和７年内閣府令第１号。以下「府令」という。）において使用する用語の例による。

（設備及び運営に関する基準）

第３条　乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、府令の定めるところによる。ただし、次の表の左欄に掲げる府令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

第２１条第２号	１．６５平方メートル以上	３．３平方メートル以上

（暴力団等の排除）

第４条　乳児等通園支援事業者は、その社会的責任に鑑み、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものであってはならない。

（委任）

第５条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第５２号

大川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例の制定について

標記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和８年８月３１日

大川市長　江　藤　義　行

大川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

大川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年大川市条例第２６号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この条例は、子ども・子育て支援法（平成２４年法律第６５号。以下「法」という。）第３４条第２項及び第４６条第２項の規定に基づき、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

第２条　この条例で使用する用語は、法及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成２６年内閣府令第３９号。以下「府令」という。）において使用する用語の例による。

（特定教育・保育施設等の運営に関する基準）

第３条　特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準は、この条例に定めるもののほか、府令の定めるところによる。

（暴力団等の排除）

第４条　特定教育・保育施設の設置者及び特定地域型保育事業者は、その社会的責任に鑑み、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するものであってはならない。

（委任）

第５条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付　則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第５９号

令和７年度大川市下水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

令和７年度大川市下水道事業会計未処分利益剰余金161,472,299円のうち、89,085,861円を減債積立金に積み立て、70,816,162円を資本金に組み入れ、残余を繰り越すものとする。

令和８年８月３１日提出

大川市長　江　藤　義　行

理　由

令和７年度大川市下水道事業会計未処分利益剰余金を処分するにあたり、地方公営企業法（昭和２７年法律第２９２号）第３２条第２項の規定により、市議会の議決を求めるものである。

令和８年度

大川市一般会計補正予算書

目　　次

総括的事項の文言

第１表　　歳入歳出予算補正

（歳　入）

（歳　出）

第２表　　債務負担行為補正

第３表　　地方債補正

補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

１　総　括

２　歳　入

３　歳　出

債務負担行為調書（補正）

地方債調書（補正）

議案第６０号

令和８年度大川市一般会計補正予算（第４号）

令和８年度大川市一般会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 23,436 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21,121,289 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第２条　債務負担行為の追加は、「第２表　債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の追加は、「第３表　地方債補正」による。

令和８年８月３１日提出

大川市長　江　藤　義　行

第１表　　歳　入　歳　出　予　算　補　正

（歳　　入）　　（単位　：　千円）

款	項	補　正　前　の　額	補　　正　　額	計
14 国庫支出金		3,290,494	1,056	3,291,550
	3 委託金	19,077	1,056	20,133
15 県支出金		1,828,918	6,300	1,835,218
	2 県補助金	683,998	6,300	690,298
19 繰越金		26,828	12,580	39,408
	1 繰越金	26,828	12,580	39,408
21 市債		1,437,500	3,500	1,441,000
	1 市債	1,437,500	3,500	1,441,000
歳　　入　　合　　計		21,097,853	23,436	21,121,289

（歳　　出）　　（単位　：　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		7,839,014	14,256	7,853,270
	1 社会福祉費	3,852,233	1,056	3,853,289
	2 児童福祉費	3,330,345	13,200	3,343,545
7 商工費		840,499	1,500	841,999
	1 商工費	840,499	1,500	841,999
11 災害復旧費		0	7,680	7,680
	1 農林水産施設災害復旧費	0	7,680	7,680
歳出合計		21,097,853	23,436	21,121,289

第２表　　債務負担行為補正

1 追加

事　　項	期　　間	限　　度　　額
子育て応援タクシー利用料金助成事業	交付決定日が属する月の 11か月後の月末日まで	対象者1人あたり8千円

第３表　　地方債補正

1 追加

起債の目的	限　度　額	起債の方法	利　　率	償還の方法
	千円			
児童福祉施設整備事業	2,500	証書借入 又は 証券発行 （ 政府資金 その他 ）	6.0%以内 （ただし、利率見直し方式で借入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率）	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
水路災害復旧事業	1,000			

１．総括

歳入歳出補正予算事項別明細書

（歳　入）　　（単位　：　千円）

款	補　正　前　の　額	補　正　額	計
14 国庫支出金	3,290,494	1,056	3,291,550
15 県支出金	1,828,918	6,300	1,835,218
19 繰越金	26,828	12,580	39,408
21 市債	1,437,500	3,500	1,441,000
歳　入　合　計	21,097,853	23,436	21,121,289

（歳　出）　　（単位　：　千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
3 民生費	7,839,014	14,256	7,853,270	1,056	2,500		10,700
7 商工費	840,499	1,500	841,999				1,500
11 災害復旧費	0	7,680	7,680	6,300	1,000		380
歳出合計	21,097,853	23,436	21,121,289	7,356	3,500		12,580

２．歳入

（款）　14　国庫支出金　　（項）　3　委託金　　（単位　：　千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　額	
2 民生費委託金	11,313	1,056	12,369	1 社会福祉費委託金	1,056	基礎年金等事務費交付金
計	19,077	1,056	20,133			

（款）　15　県支出金　　（項）　2　県補助金　　（単位　：　千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　額	
9 災害復旧費県補助金	0	6,300	6,300	1 農業用施設災害復旧費補助金	6,300	水路災害復旧事業費補助金
計	683,998	6,300	690,298			

（款）　19　繰越金　　（項）　1　繰越金　　（単位　：　千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　額	
1 繰越金	26,828	12,580	39,408	1 繰越金	12,580	前年度繰越金
計	26,828	12,580	39,408			

（款） 21 市債　　（項） 1 市債　　（単位 ： 千円）

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
7 民生債	0	2,500	2,500	1 児童福祉債	2,500	児童福祉施設整備事業債
8 災害復旧債	0	1,000	1,000	1 農業用施設災害復旧債	1,000	水路災害復旧事業債
計	1,437,500	3,500	1,441,000			

3．歳出

（款）　3　民生費　　（項）　1　社会福祉費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
4 国民年金事務費	16,740	1,056	17,796	1,056				12 委託料	1,056	システム改修業務委託料
計	3,852,233	1,056	3,853,289	1,056						

（款）　3　民生費　　（項）　2　児童福祉費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 児童福祉総務費	595,194	13,200	608,394		2,500		10,700	12 委託料	3,200	学童保育所工事設計業務委託料
								18 負担金補助及び交付金	10,000	社会福祉施設等整備費補助金
計	3,330,345	13,200	3,343,545		2,500		10,700			

（款）　7　商工費　　（項）　1　商工費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
4 観光費	41,748	1,500	43,248				1,500	18 負担金補助及び交付金	1,500	昇開橋可動桁ワイヤー交換工事負担金
計	840,499	1,500	841,999				1,500			

（款）　11　災害復旧費　　（項）　1　農林水産施設災害復旧費　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明	
				特定財源			一般財源	区分	金額		
				国県支出金	地方債	その他					
1 農業用施設災害復旧費	0	7,680	7,680	6,300	1,000		380	8 旅費	50	普通旅費	
								10 需用費	60	消耗品費	30
										燃料費	20
										食糧費	10
								14 工事請負費	7,500	災害復旧工事費	
								15 原材料費	70	原材料費	
計	0	7,680	7,680	6,300	1,000		380				

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

事　　項	限　度　額	期　間	令和7年度末までの支出(見込)額	令和8年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
				令和8年度の支出予定額	令和9年度以降の支出予定額	特　定　財　源			一　般財　源
						国　県支出金	地方債	その他	
子育て応援タクシー利用料金助成事業	対象者1人あたり8千円	交付決定日が属する月の11か月後の月末日まで		令和8年度に生じる助成費の総額	令和9年度に生じる助成費の総額				令和8年度以降に生じる助成費の総額

地方債の当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区分		当該年度中増減見込み		当該年度末現在高見込額
		当該年度中起債見込額	当該年度中元金償還見込額	
		千円	千円	千円
1 普通債	補正前の額	1,437,500	904,250	10,540,275
	補正額	2,500		2,500
	補正後の額	1,440,000	904,250	10,542,775
(2) 民生	補正前の額		31,582	282,794
	補正額	2,500		2,500
	補正後の額	2,500	31,582	285,294
2 災害復旧債	補正前の額		9,795	20,313
	補正額	1,000		1,000
	補正後の額	1,000	9,795	21,313
(1) 農林水産	補正前の額		1,250	3,652
	補正額	1,000		1,000
	補正後の額	1,000	1,250	4,652
合計	補正前の額	1,437,500	1,416,964	14,331,509
	補正額	3,500		3,500
	補正後の額	1,441,000	1,416,964	14,335,009

令 和 8 年 度

大 川 市 介 護 保 険 事 業 特 別 会 計 補 正 予 算 書

目　　次

総括的事項の文言

第１表　　歳入歳出予算補正

（歳　入）

（歳　出）

補正予算に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

１　総　括

２　歳　入

３　歳　出

議案第６１号

令和８年度大川市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）

令和８年度大川市介護保険事業特別会計補正予算（第１号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 81,573 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4,154,573 千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

令和８年８月３１日提出

大川市長　江　藤　義　行

第１表

歳　入　歳　出　予　算　補　正

（歳　　入）　　（単位　：　千円）

款	項	補　正　前　の　額	補　　正　　額	計
4 国庫支出金		961,519	263	961,782
	2 国庫補助金	293,589	263	293,852
11 繰越金		1	81,310	81,311
	1 繰越金	1	81,310	81,311
歳　　入　　合　　計		4,073,000	81,573	4,154,573

（歳　　出）　　（単位　：　千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
6 基金積立金		2,012	42,490	44,502
	1 基金積立金	2,012	42,490	44,502
7 諸支出金		1,012	39,083	40,095
	1 償還金及び還付加算金	1,011	39,083	40,094
歳出合計		4,073,000	81,573	4,154,573

１．総括

歳入歳出補正予算事項別明細書

（歳　入）　　（単位　：　千円）

款	補　正　前　の　額	補　正　額	計
4 国庫支出金	961,519	263	961,782
11 繰越金	1	81,310	81,311
歳　入　合　計	4,073,000	81,573	4,154,573

（歳　出）　　（単位　：　千円）

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
6 基金積立金	2,012	42,490	44,502				42,490
7 諸支出金	1,012	39,083	40,095				39,083
歳出合計	4,073,000	81,573	4,154,573				81,573

２．歳入

（款）　4　国庫支出金　　（項）　2　国庫補助金　　（単位　：　千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　額	
3 地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業以外）	16,606	263	16,869	2 過年度分	263	地域支援事業交付金精算金
計	293,589	263	293,852			

（款）　11　繰越金　　（項）　1　繰越金　　（単位　：　千円）

目	補正前の額	補　正　額	計	節		説　　明
				区　　分	金　額	
1 繰越金	1	81,310	81,311	1 繰越金	81,310	前年度繰越金
計	1	81,310	81,311			

3．歳出

（款）　6　基金積立金　　（項）　1　基金積立金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 介護給付費準備基金積立金	2,001	42,490	44,491				42,490	24 積立金	42,490	介護給付費準備基金積立金
計	2,012	42,490	44,502				42,490			

（款）　7　諸支出金　　（項）　1　償還金及び還付加算金　　（単位：千円）

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源			一般財源	区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
2 償還金	1	39,083	39,084				39,083	22 償還金利子及び割引料	39,083	国県支出金等過年度分返還金
計	1,011	39,083	40,094				39,083			

議案第６２号

大川市教育委員会委員の選任について

大川市教育委員会委員として、下記の者を選任したいので、市議会の同意を求める。

令和８年８月３１日提出

大川市長　江　藤　義　行

記

住　　所　　大川市大字坂井[redacted]
氏　　名　　久保　良輔
生年月日　　昭和６２年[redacted]
理　　由

本市教育委員会委員　谷川　朋昭は、令和８年９月３０日をもって任期満了となるため、その後任として選任したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第４条第２項の規定により、市議会の同意を求めるものである。

議案第６３号

大川市固定資産評価審査委員会委員の選任について

大川市固定資産評価審査委員会委員として、下記の者を選任したいので、市議会の同意を求める。

令和８年８月３１日提出

大川市長　江　藤　義　行

記

住　　所　　大川市大字向島[redacted]
氏　　名　　松尾　寿子
生年月日　　昭和３８年[redacted]
理　　由

本市固定資産評価審査委員会委員　松尾　寿子は、令和８年９月１８日をもって任期満了となるが、再度選任したいので、地方税法第４２３条第３項の規定により、市議会の同意を求めるものである。

諮問第１号

人権擁護委員候補者の推せんについて

人権擁護委員候補者として、下記の者を推せんしたいので、市議会の意見を求める。

令和８年８月３１日提出

大川市長　江　藤　義　行

記

住　　所　　大川市大字酒見[redacted]
氏　　名　　中村　武四郎
生年月日　　昭和２７年[redacted]
理　　由

人権擁護委員　中村　武四郎は、令和８年１２月３１日をもって任期満了となるが、再度推せんしたいので、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により、市議会の意見を求めるものである。

諮問第２号

人権擁護委員候補者の推せんについて

人権擁護委員候補者として、下記の者を推せんしたいので、市議会の意見を求める。

令和８年８月３１日提出

大川市長　江　藤　義　行

記

住　　所　　大川市大字下青木[redacted]
氏　　名　　永尾　学
生年月日　　昭和３７年[redacted]
理　　由

人権擁護委員　永尾　学は、令和８年１２月３１日をもって任期満了となるが、再度推せんしたいので、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により、市議会の意見を求めるものである。

諮問第３号

人権擁護委員候補者の推せんについて

人権擁護委員候補者として、下記の者を推せんしたいので、市議会の意見を求める。

令和８年８月３１日提出

大川市長　江　藤　義　行

記

住　　所　　大川市大字下牟田口[redacted]
氏　　名　　宮﨑　郁子
生年月日　　昭和２９年[redacted]
理　　由

人権擁護委員　宮﨑　郁子は、令和８年１２月３１日をもって任期満了となるが、再度推せんしたいので、人権擁護委員法（昭和２４年法律第１３９号）第６条第３項の規定により、市議会の意見を求めるものである。